

# 第19回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る

## 審査会合

令和2年10月27日（火）

原子力規制委員会

第19回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合  
議事録

1. 日時

令和2年10月27日(火) 13:30～15:17

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

原子力規制委員会

山中 伸介 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

山形 浩史 緊急事態対策監

田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)

藤森 昭裕 安全管理調査官

塚部 暢之 管理官補佐

御器谷 俊之 管理官補佐

櫻井 あずさ 安全審査官

片山 二郎 核燃料廃棄物政策研究官

中部電力株式会社

堀 正義 浜岡原子力発電所 廃止措置部 部長

下谷 宏史 浜岡原子力発電所 廃止措置部 廃止措置計画課 課長

田村 武士 浜岡原子力発電所 廃止措置部 廃止措置計画課 副長

山本 優介 浜岡原子力発電所 廃止措置部 廃止措置計画課 副長

山本 浩司 浜岡原子力発電所 廃止措置部 廃止措置計画課 主任

稲益 誠 浜岡原子力発電所 廃止措置部 廃止措置工事課 主任

東北電力株式会社

小笠原 和徳 原子力本部 原子力部 副部長

本間 洋 原子力本部 原子力部 課長

長谷川 尚人	原子力本部	原子力部	副長
紺野 敦子	原子力本部	原子力部	副長
鎌田 圭史	原子力本部	原子力部	主任
多田 智樹	原子力本部	原子力部	担当
工藤 永洸	原子力本部	原子力部	担当
高橋 誠	女川原子力発電所	環境・燃料部	課長

#### 関西電力株式会社

野依 哲生	原子力事業本部	廃止措置技術センター	所長
原 茂樹	原子力事業本部	廃止措置技術センター	廃止措置計画グループ チーフマネジャー
山本 俊成	原子力事業本部	廃止措置技術センター	廃止措置技術グループ マネジャー
堀内 健二	原子力事業本部	廃止措置技術センター	廃止措置計画グループ リーダー
紅谷 英祐	原子力事業本部	廃止措置技術センター	廃止措置技術グループ 担当

#### 九州電力株式会社

須藤 礼	上席執行役員	原子力発電本部	副本部長
村山 晃	原子力発電本部	廃止措置統括室長	
國武 紀文	原子力発電本部	廃止措置統括室	廃止措置計画グループ長
高橋 明	原子力発電本部	廃止措置統括室	廃止措置計画グループ 副長
磯村 幸作	原子力発電本部	廃止措置統括室	廃止措置計画グループ 副長
豊嶋 望	原子力発電本部	廃止措置統括室	廃止措置計画グループ 担当
原田 正治	原子力発電本部	廃止措置統括室	廃止措置計画グループ 担当
岩下 勝巳	原子力発電本部	品質保証グループ	副長

#### 日本原子力発電株式会社

山本 修	廃止措置プロジェクト推進室	部長
新保 博史	廃止措置プロジェクト推進室	廃止措置計画グループ 課長
松浦 真	廃止措置プロジェクト推進室	廃止措置計画グループ 課長
平野 智子	廃止措置プロジェクト推進室	廃止措置計画グループ 主任
田中 昂	廃止措置プロジェクト推進室	廃止措置計画グループ 主任

鈴木 龍二郎	廃止措置プロジェクト推進室	廃止措置計画グループ	担当
小足 隆之	廃止措置プロジェクト推進室	環境整備グループ	課長
大浦 廣貴	発電管理室	環境保安グループ	マネージャー
山本 祥平	発電管理室	環境保安グループ	主任
笠川 翔平	発電管理室	環境保安グループ	副主任
太田 隆	廃止措置プロジェクト推進室	敦賀廃止措置プロジェクト推進センター	長
村松 航	廃止措置プロジェクト推進室	敦賀廃止措置プロジェクト推進センター	副主任
濱松 和義	発電管理室	プラント管理グループ	主任
和田 弘	廃止措置プロジェクト推進室	プロジェクト管理グループ	マネージャー

#### 4. 議題

- (1) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所1、2号炉、東北電力株式会社女川原子力発電所1号炉、関西電力株式会社美浜発電所1、2号炉及び大飯発電所1、2号炉、九州電力株式会社玄海原子力発電所1、2号炉、日本原子力発電株式会社東海発電所及び敦賀発電所1号炉の廃止措置計画に係る審査について

#### 5. 配付資料

- 資料1-1-1 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について
- 資料1-1-2 浜岡原子力発電所1、2号炉廃止措置計画変更認可申請書〈補足説明資料〉
- 資料1-2-1 女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について
- 資料1-2-2 女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書〈補足説明資料〉
- 資料1-3-1 美浜発電所1号炉及び2号炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について
- 資料1-3-2 美浜発電所1号炉及び2号炉廃止措置計画変更認可申請書〈補足説明資料〉

資料)

- 資料 1-3-3 大飯発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について
- 資料 1-3-4 大飯発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置計画変更認可申請書〈補足説明資料〉
- 資料 1-4-1 玄海原子力発電所 1 号及び 2 号炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について
- 資料 1-4-2 玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書〈補足説明資料〉
- 資料 1-4-3 玄海原子力発電所 2 号炉廃止措置計画変更認可申請書〈補足説明資料〉
- 資料 1-5-1 東海発電所廃止措置計画変更認可申請書の概要
- 資料 1-5-2 東海発電所 性能維持施設の性能等について、廃止措置に係る品質マネジメントシステムについて〈補足説明資料〉
- 資料 1-5-3 東海発電所原子炉建屋排気筒の短尺化に伴う変更の概要
- 資料 1-5-4 東海発電所原子炉建屋排気筒の短尺化に伴う変更〈補足説明資料〉
- 資料 1-5-5 敦賀発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書の概要
- 資料 1-5-6 敦賀発電所 1 号炉性能維持施設の性能等について、廃止措置に係る品質マネジメントシステムについて〈補足説明資料〉
- 資料 1-5-7 敦賀発電所 1 号炉使用済燃料の崩壊熱減少に伴う性能維持施設の変更の概要
- 資料 1-5-8 敦賀発電所 1 号炉使用済燃料の崩壊熱減少に伴う性能維持施設の変更について〈補足説明資料〉

## 6. 議事録

○山中委員 定刻になりましたので、これより第19回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合を始めます。

本日の議題は、議題1、中部電力株式会社浜岡原子力発電所1、2号炉、東北電力株式会社女川原子力発電所1号炉、関西電力株式会社美浜発電所1、2号炉及び大飯発電所1、2号炉、九州電力株式会社玄海原子力発電所1、2号炉、日本原子力発電株式会社東海発電所及

び敦賀発電所1号炉の廃止措置計画に係る審査についてです。

本日の会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを利用して行っております。音声等乱れた場合には、お互いにその旨が伝わるようお願いいたします。

議事に入ります。

まず、中部電力株式会社より、資料に基づき説明を始めてください。

○中部電力（田村副長） 中部電力の田村でございます。

それでは、資料1-1-1、浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について御説明いたします。

お手元の資料、2ページを御覧ください。こちらは本日の資料の目次でございます。

3ページをお願いします。はじめにというところで、本申請の経緯を示してございます。浜岡原子力1号及び2号につきましては、平成21年に廃止措置計画の認可を受けまして、現在、第2段階として、原子炉領域周辺設備の解体撤去期間に入っております。このような中、原子力規制における検査制度の見直しに伴いまして、原子炉等規制法、実用炉規則が改正されまして、本年4月1日より施行されてございます。これらの改正に伴いまして、本年8月18日に、浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉の廃止措置計画変更認可申請を行っております。なお、規則の改正、これに伴う内容の変更ですが、廃止措置計画本文の記載事項に、性能維持施設及び品質マネジメントシステムに係る事項が追加されてございます。

4ページをお願いします。こちらは氏名と所在地ですので、説明は割愛させていただきます。

5ページをお願いします。変更に係る事項をこちらに示してございます。本文五～十二について変更してございます。太字に記載しております本文六、七、十二については、今回、法改正に伴う新規追加の項目でございます。その他、細字で書いております五、八、九、十、十一については、新規項目の項目番号の読替えとして変更してございます。

6ページをお願いします。変更の理由を示してございます。二つございます。一つ目が、原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更、こちらを受けまして、廃止措置計画認可申請書の記述の変更及び記述の追加を行っております。もう一つは、その他、記載の適正化に伴う変更でございます。四つポツを示してございます。性能維持施設の対象の適正化、あと維持管理台数の適正化。こちらにつきましては、後半で、また御説明いたしま

す。そのほかは数字の読替え、和暦から西暦の読替えを示してございます。

7ページをお願いします。7ページ、8ページについては、本文六、性能維持施設の記載内容について示してございます。こちらは既に認可を受けました廃止措置計画認可申請書の添付書類六の記載事項を基にしまして、性能維持施設に係る必要な機能、性能、維持期間、維持管理方法について基本的な考えを記載してございます。また、この考えに基づき選定しました性能維持施設を表6-1、2に記載しております。

9ページをお願いします。本文七でございます。こちらは性能維持施設の位置、構造及び設備、性能、性能を維持すべき期間について、こちらも表6-1、2に記載してございます。なお、現状、専ら廃止措置で使用する施設又は設備の導入予定はございませんので、本変更申請書では記載してございません。

10ページをお願いします。こちらでは表6-1、2、性能維持施設の記載の概要をお示ししてございます。上段が今回の変更後の表6-1、性能維持施設の抜粋でございます。中段にありますのが、変更前の添付書類についていました表6-2、維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間の抜粋を示してございます。変更点につきましては、赤字で示しております。上段の位置、構造及び設備、また性能、これらが加えられてございます。なお、本記載の考え方につきましては、さきの2月、8月に審査いただきました四国電力さん、中国電力さんの記載に準じたものとしてございます。

11ページをお願いします。11ページ～19ページは、表6-1として浜岡1号についての性能維持施設をお示ししてございます。こちらは既認可計画の添付書類六に記載してございました表6-2から変更したものについて、文字を着色してございます。赤字につきましては、炉規則改正に伴ったもの、青字につきましては、その他、記載の適正化に伴う変更をお示ししてございます。

13ページをお願いいたします。排気口につきましては、廃止措置計画の進捗の中で、放出経路変更工事を実施した際につけたものでありますので、既許認可どおりではなく、改めてつけたものとして、設置場所、地上高さ、排気口としてお示ししてございます。

16ページをお願いいたします。放射線管理施設のうち、プロセス系液体モニタ、こちらについても、設備名称を具体的に明記することとともに、維持台数をお示ししてございます。

17ページをお願いします。排気口モニタにつきましては、先ほどの排気筒同様、放出経路変更の際につけたものでございますので、位置、構造及び設備についてお示ししており

ます。排気口ダストモニタ、排気サンプリング装置、こちらも同様でございます。

18ページをお願いします。こちらは換気設備になってございます。その他主要施設、発電所補助系につきましては、既認可計画では空気供給系、排気系と記載しておりましたが、こちらも具体的機器名称として記載してございます。

19ページをお願いします。その他の安全確保上必要な設備でございます。消火装置につきましては、具体的な設備名称を記載するという事で、移動形消火器と消火栓を記載してございます。照明設備につきましては、安全確保上必要な照明設備として、誘導灯と明記してございます。

20ページ～28ページにつきましては、浜岡2号に関しまして、表6-2としてお示ししてございます。こちらは維持台数の差異は1号と若干あるものの、記載の考え方は同様でございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

29ページをお願いします。本文十二、廃止措置に係る品質マネジメントシステムの記載内容でございます。こちらにつきましては、設置変更許可申請書に基づき、廃止措置に係る品質マネジメントシステムの確立、品質マネジメントシステムの計画を定める旨、それに基づき保安活動を実施する方針を記載してございます。

30ページをお願いします。添付書類六の記載内容を示してございます。30ページ、31ページともに、審査基準には要求事項に変更ございませんので、性能維持施設の各設備の維持管理、その他の安全対策等、性能を維持すべき期間にわたって行う措置について、記載の充実を図ってございます。3、廃止措置のために導入する装置、4、その他については、添付書類六の記載はそのまま残してございます。

32ページをお願いします。添付書類九でございます。こちらも同様、要求事項に変更はございませんので、既認可計画の添付書類九及び保安規定に定める品質マネジメントシステム計画を基に、記載の充実を図ってございます。

33ページも同様でございます。

34ページをお願いします。性能維持施設及び維持台数の適正化に伴う変更でございます。当社におきましては、性能維持施設について後発の他社プラントさんと比較した場合、差異がございます。ですので、今回、検査制度の見直しに伴う変更に合わせて、性能維持施設及び維持台数の考え方を整理し適正化を図ってございます。性能維持施設につきましては、改めて廃止措置計画の審査基準に該当しているか照らし合わせまして、記載すべき性能維持施設を見直してございます。また、既に維持すべき期間を終了した施設につき

ましては、性能維持施設から削除してございます。維持台数については、運用最低必要台数を記載してございます。

35ページをお願いします。性能維持施設から見直した設備とその理由について、こちらのとおりまとめてございます。左から区分、設備名称、理由をお示ししています。設備名称、燃料取替機、原子炉建家クレーン、使用済燃料貯蔵設備につきましては、新燃料及び使用済燃料の搬出を終了してございますので、審査基準に該当しないと判断してございます。排気筒については、排気口への放出経路変更工事が完了しておりまして、排気筒の維持すべき期間を終了したためでございます。こちらは排気口に変更してございます。排気筒モニタも同様でございます。蓄電池につきましては、新燃料及び使用済燃料の搬出終了している点と、電源喪失時の建屋からの退避を想定しまして非常用照明の電源として維持管理しておりましたが、作業員の建物外への退避については、バッテリー内蔵型誘導灯で可能でございますので、審査基準に該当しないと判断いたしました。原子炉容器につきましては、遮へい効果のため水を張っており、維持管理施設として記載しておりましたが、審査基準の要求を踏まえて整理した結果、該当しないと判断いたしました。圧縮空気系、クレーン設備、こちらについても維持管理の間接系、作業ツールとして維持管理施設としておりましたが、審査基準の要求を踏まえて整理しまして、該当しないと判断いたしました。

36ページをお願いします。こちらでは維持台数を見直した設備とその理由についてお示ししてございます。上からエリア・モニタ、排気口ダストモニタ、原子炉建家常用換気系、上記以外の建家換気系、原子炉機器冷却水海水ポンプ、これらについて維持台数を見直してございます。

37ページをお願いします。こちらは参考で、現段階における廃止措置工程の進捗をお示ししております。現在、浜岡1号、2号炉につきましては、第2段階でございますので、核燃料物質の搬出は完了してございます。

説明は以上でございます。

○山中委員 それでは、ただいまの中部電力の説明について、質疑を行いたいと思います。質問、コメントございますでしょうか。

○御器谷管理官補佐 原子力規制庁の御器谷です。

資料1-1-1で、今回、新たに性能維持施設としての表が主に10ページ目～28ページ目にかけて追加になっておりますけれども、この点で、1点確認をさせていただきます。

具体的に言いますと、この表の記載が、先行の伊方とか島根と同等の記載というお話でございましたけれども、どの表においても、一番右の維持期間のところの記載が先行のプラントとは書きぶりが違って、第2段階中、機能維持という書きぶりになっているかと思えます。一方で、この資料にはついていないんですけれども、申請書のほうでは、本文六号のところ、基本的な考え方を最初に定めて、その基本的な考え方に基づいて、こういった施設・設備を抽出しているということで、その基本的な考え方で、例えばなんですけれども、換気設備なんかの例で言いますと、管理区域が解除されるまでの期間、建屋内の換気機能とか性能を維持すると。具体的な期間の定めが書かれているんですけれども、それとここの表の維持期間の書きぶりというのは、差異があるのではないかと思っているんですが、今回、この制度改正、法改正に伴う制度改正で、本文に格上げになったということもありますので、こういった記載を、全体の整合を図るべきと考えておるんですが、中部電力さんの考え方についてお伺いしたいと思えます。

○中部電力（田村副長） 中部電力の田村でございます。

資料1-1-1の例えば11ページでございますが、一番右の表の維持期間、第2段階中、機能維持、こちらにつきましては、既認可計画の添付書類六に記載してございましたものについて、記載を合わせるような形で、今回、同様にお示ししてございました。

申請書に書かれております考え方について、施設区分、設備等区分ごとに変えるというところにつきましては……。

○中部電力（堀部長） すみません、中部電力の堀でございます。

先ほどの御質問でございますけれども、今、維持期間、我々、第2期間中という格好で記載させてもらってございます。基本的な考え方については、維持する期間を照らし合わせて評価をしていますということではありますけれども、これまでの我々の廃止措置計画の記載を今回ちょっと踏襲させていただいた格好で、あくまでも各第1段階、第2段階、第3段階、第4段階と、それぞれの段階に応じて廃止措置計画は変更していくという、そのときの工事計画をしっかりと立てて、第2段階、第3段階という格好で進むということを我々……。この維持期間につきましても、今回の変更の期間は第2段階に当たりますので、まずは第2段階の期間中ということで、もちろん、今、換気空調系なんかも、管理区域がある間はもちろん維持するということではありますけれども、第3段階に入るときに、改めて第3段階、期間中というような格好で記載をするということで、あくまでも、これまでの廃止措置計画の記載を踏襲させてもらった格好で記載をさせていただいていると、そういうことでご

ざいます。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷です。

これまでの既認可申請書において、この記載であったというのは承知しております。今回申し上げましたのは、この性能維持施設が、これまで添付書類の一部から本文に格上げになりまして、まずは基本的考え方というのもきちんと本文に規定されておりますので、そういった考え方と、それから、この表の書き方については、整合を図っておいたほうがいいのではないかなと。ほかのプラントとも、若干、廃止措置計画の認可のタイミングが違うという、古い時代の認可というのものもあるのかもしれませんが、最近の認可、既認可プラントについては、後で御説明あるかと思えますけれども、女川発電所だと管理区域の設定が解除されるまでとか、そういった具体的な書き方が基本的考え方と合っておりますので、そういった書きぶりの合わせが必要ではないかなとは考えておりました。が、逆に従来との整合を図って、こっちのほうがいいということであれば、これは必ずしも絶対変えなきゃいけないというものではないとは思っております。

○中部電力（堀部長） 中部電力の堀でございます。

趣旨、理解いたしました。記載につきましては、我々、現段階では、第2段階中ということで記載をさせていただければと思えますが、いずれにしても、第3段階に入る際には、そういった格好で記載の見直しをしていくのだろうと思っておりますし、今回につきましても、我々の中で少し検討させていただければと思えます。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷です。

続きまして、残り、二つほどございまして、同じ資料1-1-1なんですけれども、ページ数で申し上げますと6ページ目、ここに変更の理由が書いてございまして、(2)のその他、記載の適正化に伴う変更の上の二つなんですけれども、ここで性能維持施設の対象を適正化するという話と、管理台数を変更すると。この二つについては、初めに指摘事項を言ってしまうと、記載の適正化ではなくて、変更の理由にきちんと挙げるべきものではないかなという指摘になります。

具体的に申し上げますと、性能維持施設の表で、10ページ、11ページ目以降になってくるんですけれども、ごめんなさい、14ページ目がいいかな。すみません、ちょっとここでは出てこないな。

補足説明資料のほうに移りまして、資料1-1-2になると、出てくると思います。その14ページ目です。通しで言いますと、18/67ページですね。失礼しました。ここで4.として、

変更前後で維持施設の見直しが図られたものと、それから、15ページ目で維持台数を見直す設備というのがあるかと思うんですが、ここの(3)の蓄電池のような形、これは従来、性能維持管理施設として定めていたものを今回の申請に合わせて落とすということで、蓄電池を必要としないそのつなぎ先が、もうないという確認をするものについては、これは記載の適正化のレベルではなくて、性能維持施設が不要になったという確認が必要だと考えておまして、これについては、記載の適正化ではないのではないかと考えております。

それから、もう一つ、台数のほうもちょっと併せて申し上げますと、(1)、(2)、(3)とありますけれども、(3)のエリア・モニタについては、ここの説明では出てきませんが、先ほどのパワーポイントの資料ですと、34台から10数台に見直すと。台数の見直しが図られております。これは何台あればいいかというのが一概には言えないものだと思っております。きちんと、ここで必要な、性能維持施設として必要な台数を確認するという観点でも、ここは記載の適正化ではなくて、変更の理由に定めるべきものだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○中部電力（堀部長） 中部電力の堀でございます。

趣旨のほう、理解いたしました。本件につきましては、台数、もともと先行号機に合わせて最低保有台数と、最低維持台数ということで今回整理をさせていただいて、その他という枠で申請をさせていただきましたけども、今、御趣旨理解いたしましたので、この内容につきましては、別立てで、理由を付して補正をかけたいと思います。

以上です。

○山中委員 そのほか、いかがですか。よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて東北電力、関西電力、九州電力より、資料について説明を始めてください。

○東北電力（長谷川副長） 東北電力本店原子力部、長谷川でございます。

資料1-2-1を用いまして、女川1号炉の変更認可申請の概要について御説明したいと思います。御説明に当たりましては、右肩のページ番号により進めてまいります。

それでは、資料の2ページ目をお開きください。一つ目の矢じりのとおり、女川1号炉は、今年の3月18日に最初の認可をいただきまして、7月28月に廃止措置の作業に着手したところでございます。第1段階目の汚染状況調査でありますとか、管理区域外の解体撤去等への準備を進めているところでございます。また、三つ目の矢じりのとおり、改正後の法令に適合するよう、9月4日に廃止措置計画の変更認可申請をしておりますので、概要につい

て、本紙において御説明するものでございます。

続きまして、3ページは基本事項でございますので、割愛させていただきます。

4ページをお開きください。女川1号廃止措置計画の法令改正を踏まえた変更に係る事項については、さきに御説明のありました中部電力浜岡発電所と同様でございますので、割愛させていただきます。

続きまして、5ページをお開きください。変更の理由につきまして、(1)は共通説明と同様でございますが、(2)につきまして、三つ目の矢じりのとおり、今年の2月26日に許可をいただきました、女川2号設置変更許可を踏まえた記載の適正化がございますので、後ほど26ページ以降で御説明さしあげます。

6ページをお開きください。性能維持施設の記載内容につきましては、6～8ページで本文記載事項を整理しておりまして、先ほどの共通説明のとおりでございます。

ただし、7ページをお開きいただきまして、選定フローを載せてございますけども、右下、枠囲みの記載のとおりでございます。法改正の前後で性能維持施設の選定要求に変更がなく、女川1号は廃止措置に着手したばかりでございますので、3月に認可をいただいた時点より、性能維持施設の項目に変更はございません。

9ページをお開きください。9から20ページにかけまして、具体的な性能維持施設を整理してございますが、共通説明のとおり、性能の記載等を追加してございます。また、先ほど御議論がありましたけども、維持期間の記載につきましては、3月に認可いただいた時点の記載のままでございます。ですので、説明は割愛させていただきます。

少し飛びまして、21ページをお開きください。こちらは品質マネジメントシステムの本文十二に関わる記載でございますけども、共通説明と同様でございますので、割愛させていただきます。

続いて、22ページをお開きください。22～23につきましては、性能維持施設の性能や期間に関する説明に係る添付書類六の記載でございますけども、共通説明と同様の記載の充実を行っておりまして、こちらも同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、24ページをお開きください。24～25ページにつきましては、品質マネジメントシステムに関する説明に関わる添付書類九の記載でございますけども、共通説明と同様でございますので、割愛をさせていただきます。

続きまして、26ページをお開きください。5ページの変更理由のうち、女川2号設置変更許可の反映と申し上げました記載の適正化について御説明いたします。廃止措置対象施設

である「中央制御室」と「サプレッション・プール水貯蔵系」につきましては、女川2号設置変更許可により、2号炉との共用を取りやめております。

一度、27ページをお開きください。27ページは中央制御室でございますけども、左の絵のとおり、1号と2号が隣接して、壁がなく、往来が可能な状態でございますが、右の絵のとおり、2号中央制御室の躯体に壁と扉を設け分離いたします。

続きまして、28ページをお開きください。サプレッション・チェンバの水を貯蔵するタンクと、その移送系につきましては、左の絵のとおり、1、2号炉で共用しておりましたが、右の絵のとおり、2号の設備範囲と1号とで分離することといたします。

一度、26ページにお戻りください。今御説明しました二つの施設の共用取りやめにつきまして、廃止措置計画上の時期の明確化ということで、右の表の朱書き下線部のとおり、2号炉の使用前確認後より適用する旨を反映したものでございます。

29ページをお開きください。こちらにも2号設置変更許可の反映でございますが、敷地図面を最新にするものです。周辺公衆の放射線被ばくの評価等には影響はございませんので、反映のみでございます。

最後に、30ページをお開きください。こちらは工程表になりますけども、第1段階が始まったばかりということで、赤線で現時点をお示ししております。

東北の説明は以上でございます。

○関西電力（堀内リーダー） 続きまして、関西電力から説明させていただきます。

資料は1-3-1～1-3-4でございます。1-3-1、2が美浜発電所、1-3-3、4が大飯発電所の資料になってございます。

まず、1-3-1の美浜発電所の説明をさせていただきます。

1ページの目次、2ページのはじめにといったところは、ちょっと説明は割愛させていただきます。

3ページですけれども、廃止措置計画認可申請書について、これは美浜発電所固有のことが書いてあるのみでございます。

4ページにつきましては、先ほどの説明に同じですので、内容は割愛させていただきます。

続いて、5ページでございます。変更の理由でございますけれども、(1)は検査制度の見直しに伴う変更というところで、先ほどの御説明に同じでございます。(2)といたしまして、その他、記載の適正化というところで、用語の変更、例えば「保守管理」を「施設管

理」に変えていますであつたりとか、図表番号、あと、和暦から西暦への読替え、こういった変更を行っているというところがございます。

6ページ以降が性能維持施設、本文六の性能維持施設の記載内容についてでございますけれども、6ページ～8ページまで、先ほどの御説明に同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、9ページでございます。廃止措置計画の変更内容というところで、本文六の表6というものを書かさせていただいているものでございます。本資料では、美浜2号機を代表として、美浜1号の記載に包含されてございますので、資料上記させていただいております。設備、詳細等は違いますけれども、内容は先ほどの説明と重複しますので、説明は割愛させていただきます。

同じように、割愛する中身がずっと続きまして、14ページまでは同じ内容でございます。

15ページをお願いいたします。15ページの放射線管理施設でございます。この表の2行目に、手足モニタという記載がございます。この手足モニタなんですけれども、放射線監視機能を維持するために必要な性能として、表面汚染密度を測定できる状態にあること、警報設定値において警報が発信する状態であることというところを記載してございます。なお、今の申請におきましては、「管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれらを確実に検出できる状態であること」と記載してございますけれども、今説明した中身に補正をさせていただきたいというふうに思っております。

引き続き、16ページ以降になります。16ページ～18ページまでは、また設備、表6の説明になりますけれども、先ほどの説明と重複しますので、説明は割愛させていただきます。

引き続きまして、19ページ以降でございます。品質マネジメントシステムの話、あと添付書類、また、性能維持施設ないしは品質マネジメントシステムの話がございますけれども、先ほどの説明と同じですので、説明は割愛させていただきます。

最後、24ページでございます。24ページは、美浜発電所の廃止措置工程を記してございますけれども、今、美浜発電所では、使用済燃料・新燃料を貯蔵している第1段階の状態であるというところを参考に記させていただいております。

あと1点、ちょっと資料にはないんですけれども、補足させていただきたいと思っております。

設備の管理についてでございますけれども、従前より、廃止措置計画では管理号炉の記載というものを挙げておりませんでしたけれども、管理号炉を明記しておいたほうがよい

というふうに考えましたので、今回、補正に合わせて、定時検の受検号炉を明確にする補正というものを併せて行わせていただきたいということで考えてございます。

美浜発電所の説明は以上になります。

引き続きまして、資料1-3-3、4の大飯発電所の説明になるんですけども、大飯発電所の説明につきましては、今の美浜発電所の説明と内容が重複しますので、割愛させていただきます。

説明は以上です。

○九州電力（國武グループ長） それでは、九州電力、國武のほうから、資料に基づいて説明をさせていただきます。

それでは、資料1-4-1に基づきまして、玄海原子力発電所1号及び2号炉廃止措置計画変更認可申請書の概要について御説明いたします。説明は、先行電力と記載内容が異なっている箇所について説明させていただきます。

まず、玄海1、2号炉の現在の状況についてですけども、後ろの29、30ページのほうに、参考としてつけているんですけども、廃止措置工程における現時点の段階を示しております。それでいきますと、玄海1、2号炉ともに、第1段階であります解体工事準備期間という今段階でございまして、使用済燃料ピットには新燃料及び使用済燃料を今貯蔵しているというような状況になってございます。

それでは、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、1ページ目のはじめにでございます。こちらは玄海1、2号炉の廃止措置の状況について記載してございます。さきに説明のありました他社さんと同様に、実用炉規則等の改正、施行に伴いまして、今年の9月8日に、玄海1、2号炉の廃止措置計画変更認可申請を行っております。

続いて、2ページ目は記載のとおりでございます。

続いて3ページ目ですけども、変更に係る事項につきましても同様でございまして、本文の六と七に性能維持施設に関する記述を、本文十二のほうに品質マネジメントシステムに関する記述を追加してございます。

続きまして、4ページ目ですが、変更の理由につきましては、(1)検査制度の見直しに伴う変更は、先ほどの他電力さんと同様でございまして、(2)その他、記述の適正化につきましては、用語の変更といたしまして、「保守管理」を「施設管理」に変更してございます。その次に、号炉に関する記載を統一する変更をしてございます。また、最後に図表番号の

変更ということで、本文六と七を追加したことに伴いまして、変更をしてございます。

続きまして、5ページ目からですが、こちらは2号炉の変更内容について御説明いたしますが、2号炉につきまして、現在の申請書の2号につきましては、性能維持施設のうち1、2号炉共用施設は、2号炉の申請書のみに記載していることから、玄海2号炉の廃止措置計画を基に、変更内容を説明させていただきます。本文六の性能維持施設については、先ほどの先行電力さんと同様の記載となっております。

続きまして、6ページ、7ページにつきましても、先行電力さんと同様の記載となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、8ページ目の性能維持施設の記載の考え方についてですが、一つ目から三つ目の丸については、先ほどの他社さんの説明と同様の記載になっているんですけども、一番下の丸については、弊社の場合、現在申請しております申請書のほうに、1、2号炉共用施設などについては、2号炉にて維持管理することを本文六のほうに記載しておりますので、その旨を記載しております。

続きまして、9ページ目からは、性能維持施設を先行電力と同様に記載しております。性能維持施設の対処設備につきましては、今現在、認可をいただいております、廃止措置計画の添付六に記載しています維持管理対処設備から変更はございません。また、性能に関します記載は、先行電力の記載の考え方と同様でございます。ただし、青字で記載している箇所につきましては、弊社独自の変更を示しております。今回、1、2号炉双方の申請書におきまして、共用施設を明確にする補正を考えておりますので、その変更内容について御説明いたしたいと思っております。

資料の最後の31ページを御覧ください。こちらのほうに、参考3ということで、共用施設の申請書に記載ということで、ツインプラントの共用施設を申請書に記載するに当たりまして、認可実績を踏まえますと、以下の二つのパターンがございます。まず、左側は共用施設を維持管理する号炉の申請書に記載するパターン、右側は共用施設を双方の申請書に記載するパターンでございます。

○田口管理官 すみません。規制庁、田口です。

九州電力さんの音声が、こちら、途中から聞こえなくなりました。

○九州電力（國武グループ長） 聞こえますでしょうか。

○田口管理官 今は聞こえます。

○九州電力（國武グループ長） すみません、どこからでしょうか。

○田口管理官 30秒前ぐらいですかね。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷ですけども、31ページ目の表が二つ、左と右でありますというところで途切れました。

○九州電力（國武グループ長） 分かりました。すみません。気をつけます。

左側のほうは、共用施設を維持管理する号炉の申請書に記載するパターンを記載しております。右側につきましては、共用施設を双方の申請書に記載するパターンでございます。弊社の場合につきましては、現在申請しています申請書には、本文四と五は右側のパターンになっているんですけども、本文六につきましては、左側のパターンになっておりますので、全て右側のパターンで統一いたしまして、補正を行いたいというふうに考えております。

再度、9ページのほうに戻っていただきます。9ページのほうですけども、こちらは2号炉の申請書のほうなんですけども、1、2号炉の共用施設を1、2号炉の申請書には記載しておりますので、青字で記載のとおり、共用施設と共用の範囲を明確にするために、今回、脚注を追記する補正を行いたいと思っております。

続いて、10ページ～13ページにつきましては、先ほどの他電力さんと同様の内容ですので、説明は割愛させていただきます。

続いて、14ページにつきましても同様でございます、先行電力と同様の記載をしてございます。

15ページも同様でございますけども、こちらは蒸気発生器保管庫につきましては、1～3号炉の共用施設というふうになってございます。

また、16ページ～22ページにつきましても、同様の記載ですので、説明は割愛させていただきます。

23ページですけども、こちらは本文十二に、品質マネジメントシステムに関する記載の説明をしております。内容は、先ほどの他社さんと同様になってございます。

24ページ～27ページにつきましても、同様ですので、説明は割愛させていただきます。

最後に、1号炉の廃止措置計画の変更内容について御説明いたします。まず、本文の六、性能維持施設につきましては、2号炉と同様の記載となつてございます。すみません。今、28ページでございます。本文六の性能維持施設につきましては、2号炉と同様の記載となっております。また、1号炉につきましては、共用施設を追記いたしまして、2号炉と同様に、共用施設と共用の範囲が明確となるように補正を行いたいと考えております。併せて

添付書類六につきましても、補正を行うというふうに考えております。また、1号炉の非常用照明については、設置許可申請書に記載がないため、2号炉での整理を参考に「位置、構造及び設備」の欄に、設備仕様等を記載しております。その他の事項につきましては、2号炉と記載の差異はございません。

説明は以上でございます。

○山中委員 それでは、東北電力、関西電力、九州電力のただいまの説明について、質疑を行いたいと思います。質問、コメントございますか。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷です。

今、3電力7プラントの御説明をいただきましたけれども、基本的には、先行電力、認可プラントとの同じ考え方で申請書が出てきていると理解しておりますので、今回については、コメントは特にございません。

関西電力と、それから九州電力のほうから、補正の話をいただいておりますが、一つは手足モニタの性能の欄を適正化するという話、それから、もう一つは管理号炉を明確化するという話、九州電力についても同じような形で、これまでの認可申請書では、管理号炉が本文四と五と六で書きぶりが違ったのを今後統一させるという話については、大きな問題があるとは思っていませんし、今後の検査なんかを考えると、そういう管理号炉の明確化というのは望ましい補正だと考えております。

以上です。

○山中委員 各事業者さん、何かございますか。特段、御発言ございませんか。よろしいですか。

どうぞ。

○藤森調査官 原子力規制庁、藤森です。

九州電力の資料のパワーポイントの15ページ目なんですけれども、先ほど蒸気発生保管庫について、1号炉、3号炉との共用施設ということで説明がありましたけれども、確かに許可上、設置許可で共用をかけて、この間の廃止措置計画の認可において、この形でしているかと思うんですけれども、ただ、実際、許可上は共用になっていても、今、運用上、共用という扱いなんです。まだ、上蓋交換がされて、それが入ってから共用が開始されるということではないんです。ちょっと、そこ、事実関係を教えてください。

○九州電力（村山室長） すみません。九州電力の村山でございます。

今、御指摘のとおり、設置許可上、許認可上は共用化されてございますが、実際に物が

入らないと、実質的な共用にはなりませんので、我々といたしましては、実際に物が入る段階、その直前ぐらいを考えていますけれども、保安規定も含めて、手続を行って、管理を運転号炉側に変えるような手続をやりたいと思っています。それに合わせまして、廃止措置計画の変更等も実施、そのときにやりたいと思っています。

○藤森調査官 原子力規制庁、藤森です。

分かりました。じゃあ、実質、今はまだ共用になっていないということで、ちょっと今の書き方だと、もう既に共用が始まっていて、運転号炉との共用なのに、廃止措置プラントで性能を維持しますというところが、若干、ちょっと違和感があって、ちょっとここは申請書の記載ぶりだけなのかもしれないですけども、逆に何か断り書き等で、結局、共用開始になれば、廃止措置炉ではなくて、運転炉の3号炉のほうの管理として続けるということになると理解しているんですが、そうだとすると、改めて廃止措置計画認可をするというよりは、注意書きか何かで断り書きを入れておけば、その手続も不要になるんじゃないかなというふうに今思った次第なんですけど、いかがでしょうか。

○九州電力（村山室長） 九州電力の村山でございます。

御趣旨、理解いたしました。我々としても、記載上、ちょっと修正させていただきたいと思えます。管理の状態が明確になるような修正を加えたいと思えます。併せて補正させていただきます。

○山中委員 そのほか、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、続いての説明は日本原子力発電より行ってください。資料の説明をお願いいたします。

○日本原子力発電（松浦課長） 日本原子力の松浦です。

それでは、弊社の説明をいたします。

まず、資料番号ですが、1-5-1～4、これが東海発電所、そして1-5-5～8、これが敦賀発電所1号炉の説明資料になります。

それでは、まず東海発電所のほうから参ります。

これまで説明された4社と同じところは、説明を省略しております。東海発電所固有のところにつきまして、中心に説明をさせていただきます。

まず、資料番号1-5-1の8ページを御覧ください。今回の申請におきましては、(1)～(4)の4種類の内容を含んだ申請を行っております。一つ目ですが、これは法改正に基づく変更になります。これは基本的に他社と同じになりますが、東海の固有のところについて、別

資料で御説明をいたします。二つ目ですが、これは原子炉建屋排気筒の短尺化になります。短尺化に伴う平常時及び事故時の線量を見直しておりまして、これにつきましても、後ほど別資料で御説明いたします。三つ目は、性能維持施設の見直しになります。これにつきましても、別資料で御説明をいたします。四つ目は記載の適正化になります。これは運転炉等の共用施設を記載から削除する等の修正を行っているものになります。

ページが、今度は11ページになります。こちらは性能維持施設をまとめた表6につきまして、基本的に他社と同じであります。東海発電所の場合、既許可の廃止措置計画書に機能、性能が記載されておりますので、これらは従来の記載を踏襲しております。資料におけるところの黒字になっているところになります。今回記載を追加いたしましたところは、赤字下線部分になります。位置、構造及び設備になります。こちらにつきましても、別資料で記載の考え方を御説明します。

概要の資料はここまでになりまして、次に資料1-5-2、補足説明資料、性能維持施設の性能等について御説明いたします。

まず、右下にあります4/63ページになります。性能維持施設を説明した補足資料で、1～3につきましても、他社と同様になります。東海発電所では4と5を追加で記載しております。この内容について御説明いたします。

13/63ページになります。こちら、4.の性能維持施設の見直しについてになりますが、廃止措置の進捗を踏まえまして、性能維持施設として維持する必要がなくなった施設や、維持台数を変更する施設について、見直すことの妥当性を説明しております。

一例としまして、蒸発固化装置について説明いたします。こちらは17/63ページになります。こちら、蒸発固化装置ですが、運転中におきましては、イオン交換樹脂の再生廃液に含まれる塩濃度の高い廃液の処理に使用してございました。使用済燃料液へ冷却水を処理していましたが、こちら、平成15年に完了しまして、以降、イオン交換樹脂の再生廃液は発生しておりません。今後の廃止措置工事において、塩濃度の高い廃液の発生もございません。貯蔵してました塩濃度の高い廃液の処理も、平成29年に終了しておりまして、今後、廃液処理は実施することはありませんので、恒久停止になりまして、性能維持施設から削除いたします。凝縮器ですが、こちら、蒸発固化装置の運転に伴い発生する蒸気の凝縮を行ってございました。蒸発固化装置が恒久停止に伴い、蒸気の発生がなくなりますので、今後は当該設備を使用せず、恒久停止をして、性能維持施設から削除をいたします。次に、固化処理建屋槽類換気設備になりますが、こちらは蒸発固化装置系統の廃液調整タンク、

廃液供給タンク、凝縮水タンクの換気設備として使用していましたが、蒸発固化装置の恒久停止に伴いまして、換気の必要がなくなります。今後は、当該設備を使用しませんので、恒久停止をして、性能維持施設から削除をいたします。

また、蒸発固化装置の恒久停止に伴い、今後処理する廃液も発生しないため、一つ前の16/63ページになりますが、こちらの陽イオン交換器、陰イオン交換器、こちらは使用しなくなりますので、性能維持施設から削除することにいたします。

他の設備については説明を省略させていただきますが、資料におきまして、13/63～15/63ページに、削除して問題ないとの説明について記載しております。

続きまして、5.の説明で、27/63ページを御覧ください。こちらは5.性能維持施設の「位置、構造及び設備」の記載についての説明をいたします。表6-1及び表6-2、こちらは性能維持施設の記載事項のうち、位置、構造及び設備の記載の考え方について説明します。幾つかの設備につきましては、既認可の廃止措置計画書に仕様の記載がございましたので、その記載内容を踏襲するものです。既認可の廃止措置計画書に仕様の記載がない設備のうち、工事計画認可書に記載があるものにつきましては、既認可の内容と整合を図り、工事計画認可書の仕様部分を記載いたしました。工事計画認可書に記載がない設備については、建築確認申請書類、図面、あるいは交換実績、現場確認によって型式等を確認して記載しておくと。出来る限り既認可の記載内容を踏襲すること、そして廃止措置計画書内の各項目について記載の整合を図ることを目的に作成いたしました。が、「位置、構造及び設備」として必要な記載項目を整理した上で、今後の記載について見直しを行いたいと考えております。また、工事計画認可等に必要事項が記載されている場合は「既許認可通り」に修正することも考えております。

以上、資料1-5-2の説明になります。

続いて、排気筒短尺化の説明に移りたいと思います。

○日本原子力発電（田中主任） 日本原子力発電の田中と申します。

資料番号1-5-3の資料のほうで御説明いたします。

先ほど弊社松浦のほうからありました排気筒短尺化に係る件について、別紙で説明させていただくといった内容になります。

ページ、右下2ページになりまして、資料の概要ですけれども、今回、東海発電所のほうで、原子炉建屋の排気筒の短尺化工事、上部の撤去工事ですね、こちらを行うことを予定しております。これに伴いまして、廃止措置計画の線量評価等、一部変更になる部分が

ありますので、そちらのほうを説明させていただきたいと思います。

右下3ページへ行きますして、まず、工事の概要です。左側に図があると思うんですけども、こちらの図の排気筒となっている部分、この楕円で囲んでいる部分を撤去するというのが短尺化工事と呼んでいるものです。この部分を撤去しまして、もともと排気筒は37m高さがある、エレベーションで言うとEL. 89mですけども、この部分を撤去して、27m分ぐらい撤去するというものです。短尺化のほうは、EL. 61mになります。

右下4ページへ行っていただきまして、今度の短尺化工事の実施に当たって、廃止措置計画の変更が発生します。変更の箇所をまとめているのがこの表でして、本文六、七、こちらの排気筒と性能維持施設からの削除ということで、表から削除することと、添付資料三、四、こちらが平常時と事故時の発電所周辺の一般公衆の線量評価の添付資料になっていきますので、こちらのほうの線量の評価を見直すという内容になっております。

次のページ以降、詳細を説明させていただきます。

右下5ページへ行きますして、こちらが排気筒等の性能維持施設からの削除についての御説明です。下、チェックを二つつけている文章のところがありますけども、今回、一般公衆の受ける線量評価で、後ほど説明しますが、保守的に、排気筒短尺化に伴い放出位置を地上放出というふうに見直しております。この見直した結果、原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれがないということで、線量のほうを評価しましたので、もともと排気筒が持っていた性能、80mから放出するというもので、機能、排気筒の80mの高さから放出するための排気の経路ですね、この機能というものが今回不要になるということで排気筒を性能維持施設から削除するというものです。

あわせまして、風向風速計 地上高さ80mの記録計があるんですけども、こちらについても80m高さの風向風速の計測の必要がなくなりますので、こちらも削除するというものです。

右下6ページに行きますして、ここ以降で平常時及び事故時の線量評価の見直しについて御説明します。こちらのページ、右下の6ページですね、こちらで変更の概要を説明しておりますして、四角で囲っている中ですけども、今回の短尺化に伴いまして被ばく評価の放出位置を排気筒高さとしていたものを地上高さというふうに変更しております。

また、気象データなんですけれども、こちらを、今のデータはちょっと古いので東海第二のメッシュ化のコードを用いた最新の気象データのほうに見直しを行います。

以上の変更を行って、線量評価のパラメータのほうに変更が発生する箇所がありまして、

こちらが相対濃度の  $\chi/Q$ 、相対線量の  $D/Q$ 、こちらの値が変更になるということで、これを変更し直した値で線量評価をやり直すというのが今回の線量評価の見直しの内容です。変更のあるパラメータはこの二つとなります。

右下7ページに行きまして、こちらが平常時の線量評価の具体的なパラメータ見直しの内容でございます。

下の表の左側、これが従来の排気筒放出及び地上放出の  $\chi/Q$  の値を記載しております。これまでは、従来は工事の時期や工事の場所等によって排気筒高さからの放出する場合の工事と、あと地上放出するという工事というのは分かりますので、分けてそれぞれ評価しておりました。今回、排気筒短尺化に伴いまして、排気筒の高さから放出ということがなくなりますので、全て地上放出に合わせて、まとめて評価するというをやっています。

また、繰り返しになりますけれども、気象データのほうの見直しをしているということで、結果、下の表の右側のほう、地上放出と書いてあるものに統一されるということになります。

この  $\chi/Q$  の計算については、指針に基づきまして評価の見直しを行っておりまして、発電所周辺の一般公衆の受ける実効線量の評価の中で最も実効線量が高くなる地点の評価ということで、左側に評価地点、まとめている表がありますけれども、真ん中ですね、真ん中に評価地点をまとめている表がありますけれども、この中で最も相対濃度が高くなる値ですね、結果、線量が一番高くなる値を選定して評価しているというものです。

右下8ページに行きまして、こちらが今のパラメータの見直しの事故時の計測でして、やっている内容は平常時と同様で、地上放出を想定して気象データのほうを見直しているということで、指針に従って最も相対濃度、相対線量、 $\chi/Q$ 、 $D/Q$  のパラメータが高くなる地点を評価しているというものです。

右下9ページに行きまして、先ほど御説明しました、パラメータを反映しての線量評価についてです。こちらに記載している式で、従来から線量評価のほうを行っております。こちら、今記載しているのは平常時のものですけれども、従来から変更となるパラメータというのは、先ほど説明した  $\chi/Q$  ということで、この部分に変更になって線量評価のほうをやり直しております。

結果が右下10ページです。平常時の発電所周辺の一般公衆の受ける線量評価ですがけれども、こちらは従来  $2 \mu \text{Sv/y}$  だったものが、 $4.8 \mu \text{Sv/y}$  になるという結果となっております。

右下11ページに行きまして、事故の線量評価ですけれども、こちらも平常時と同様のやり方で、線量の評価式の中で今回変更となるのがD/Qと $\chi$ /Qのみですので、こちらのパラメータを更新して評価をし直しております。

結果が右下12ページになりまして、事故時の最大実効線量で、想定事象が三つあるんですけれども、その中でフィルタ破損、このフィルタ破損が一番線量が高いということで、これが $7.8E+0 \mu Sv$ だったものが $1.2E+1 \mu Sv$ になるという結果となっております。

以上の結果を踏まえまして、右下13ページですけれども、審査基準への適合性ですが、今回、線量評価を行いまして、適切に排気筒放出を地上放出というふうに全部統一して評価を行いました。平常時及び事故時における実効線量見直しになってはいますけれども、平常時が $4.8 \mu Sv/y$ 、事故時が $12 \mu Sv$ 、1イベントということで、いずれも指針及び法令に定める値よりも十分に低い結果となっております。

以上の結果から、原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれがないということで判断されますので、今回の線量評価について審査基準に適合すると判断をしております。

また、原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれがないということで、排気筒からの放出が地上放出で評価をしてこの結果になってはいますので、排気筒からの放出の必要がなくなるということで、排気筒の性能及び機能というのは不要になりまして、このため、審査基準で要求があります、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から性能維持施設を設定してはいますけれども、こちらには該当しなくなるということです、排気筒を性能維持施設から削除するという変更をしております。

以上、排気筒短尺化についての説明をさせていただきました。

資料1-5-4につきましては、今の説明の補足説明資料ですので、内容のほうは割愛させていただきます。

○日本原子力発電（松浦課長） それでは、敦賀発電所1号炉の説明をさせていただきます。

こちらも東海の説明と同様に、敦賀固有のところを中心に説明させていただきます。

資料番号1-5-5になります。こちら概要の説明書です。

その中のページ、7ページになります。今回の申請におきましては、(1)～(3)の3種類の内容を含んだ申請を行っております。

一つ目につきましては、法改正に基づく変更になります。こちら、他社と同じ内容になりますので、説明は省略させていただきます。

二つ目につきましては、使用済燃料冷却機能の削除になります。崩壊熱の減少に伴いまして冷却機能を維持する必要がなくなりましたため、性能維持施設から外すという計画になります。後ほど、別資料で御説明をいたします。

三つ目につきましては、記載の適正化になります。東海と同様、運転炉との共用施設を記載から削除する等の修正を行っております。

資料1-5-6ですが、こちらは他社と同じになりますので説明は省略しまして、資料1-5-7の説明に移りたいと思います。

○日本原子力発電（村松副主任） 日本原子力発電の村松を申します。

それでは、資料1-5-7と1-5-8を用いまして、敦1の使用済燃料の崩壊熱減少に伴う性能維持施設の変更について概要を御説明いたします。

まず、右肩1ページを見ていただきまして、敦1には現在、314体の使用済燃料が使用済燃料貯蔵施設に貯蔵されてございます。こちらにつきましては、原子炉停止以降、冷却が進められて崩壊熱量が減少している状況でございます。

この状況を踏まえまして、昨年度の夏に、使用済燃料の冷却を停止した状態で燃料プール水の温度上昇試験を実施しまして、外部からの冷却源がなくとも原子炉保安規定に定める施設運用上の基準である65℃という水温を超えないことを確認してございます。

この試験結果を受けまして、使用済燃料が自然放熱による冷却が可能であるということが確認されましたので、以下に示しますとおり燃料プール冷却系で要求される機能から「冷却機能」を削除。また、使用済燃料冷却に係る関連設備のうち、原子炉補機冷却設備、補機冷却海水設備、ディーゼル発電機というものを性能維持施設から落とすという変更を申請してございます。

右肩2ページ目を見ていただきまして、昨年度実施しました燃料プール冷却系の冷却機能停止試験結果について御説明いたします。

試験期間といたしましては、昨年度6月頭～9月頭の夏季の3か月間実施してございまして、その実施条件としましては、左下に示す図のとおり、燃料プールの循環系は残したまま、燃料プール冷却系の熱交換器をバイパスするという形で冷却機能を停止してございまして。その期間、換気空調設備は全期間連続運転してございまして、また、プール水については、こちらの図の左にあるFPCスキマサージタンクを経由しまして随時補給を行っている状態となっております。

その結果といたしましては、右のグラフにありますとおり、試験を開始してから1か月

程度で温度の上昇は緩やかとなりまして、その後は基本、外気と連動して変化するという形になってございまして、夏季でも最高水温としては47℃程度ということで、施設運用上の基準の65℃から20℃程度の余裕があり、自然放熱による冷却で安全性が確保されるということが示されております。

この結果を受けまして、右肩3ページ目にございますように、性能維持施設についての管理方法の見直しを考えてございます。

まず、中央にある使用済燃料貯蔵設備については、循環系浄化機能は生かしたまま、試験で行ったのと同様の運用方法で熱交換器をバイパスするという形で運用することで冷却機能を停止。また、この熱交換器に冷却水を供給している右下にあります原子炉補機冷却設備については不要となりますので、こちらについても性能維持施設から削除。さらに、この原子炉補機冷却設備に冷却水を供給している補機冷却海水設備、右上についても不要、性能が必要なくなりますので、こちらについても性能維持施設から削除。さらに、これら三つの機器に対して非常用電源を供給していた非常用ディーゼル発電機についても不要となりますので、こちらについても性能維持施設から削除ということを考えております。

なお、FPCスキマサージタンクを經由して燃料プールにプール水を補給する復水補給設備については継続して維持を継続いたします。

次に、右肩4ページ目に行っていただきまして、今回、性能維持施設から削除を考えている施設についての必要性について確認した結果になります。

まず、原子炉補機冷却設備と補機冷却海水設備についての冷却水の供給先を確認し、その必要性を確認したものとなります。

原子炉補機冷却設備につきましては、冷却水の供給先としましては、使用済燃料貯蔵設備の燃料プール冷却系となつてございまして、こちらにつきましては先ほど説明しましたとおり、自然放熱による冷却が可能となつてございまして、こちらの冷却機能が不要となれば冷却水の供給は不要となります。

次に、補機冷却海水設備につきましてはですが、こちらは今説明いたしました原子炉補機冷却設備に対して冷却水を供給しているものなので、こちらについても原子炉補機冷却設備が不要となれば、こちらの設備についても不要となります。

次に、右肩5ページ目～8ページ目で、ディーゼル発電機からの電源供給の要否というものを確認した結果を示してございます。

電源が必要な性能維持設備に対して電源供給が必要かどうかというのを確認した結果を

示してございます。

その中で現在、非常用ディーゼルから電源供給先となる施設というところが幾つかございますが、いずれについても冷却機能停止後というのはDGによる電源供給というのが必要ないというところを確認しております。

機器ごとに詳細に説明いたしますと、まず、燃料取扱装置につきましては、停電時は燃料取扱作業が行われないこと、また、作業時であっても停電が発生した場合、燃料体を保持する設計となっておりますので、電源供給は不要となります。

次に、核燃料物質貯蔵設備のうち水位警報装置となりますが、こちら停電時は、保安規定で定めている自主設備として定めてございます水位計がございまして、こちらを用いて、あるいは現地での水位確認によって水位というものが確認できますので、停電時の電源の供給は必須ではございません。また、こちらの保安規定で定めている自主設備としての水位計については、蓄電池からの電源供給が可能となっております。

次に、漏水検知装置となりますが、こちらについては水位計で水位を確認すること、もしくは現地で漏えい確認を行うことで確認できますので、停電時の電源供給は必須でないと考えてございます。

次に、燃料プール冷却系につきましては、冷却機能につきましては、使用済燃料の冷却が不要になれば、維持する必要はございません。また、浄化機能については、不純物の持ち込みなければ急激な水質悪化はないことから、停電時の浄化は必須ではございません。

次に、右肩6ページに行ってくださいまして、放射線監視装置のうち固定エリア・モニタにつきましては、こちら管理区域内の変動・人が駐在・作業等の立入があるエリアに設置してございまして、停電時は作業を中断するというのととも、また必要に応じてサーベイメータ等による監視が可能でございますので、停電時の電源供給は必要ございません。

次に、半固定放射線検出器についてですが、こちらは管理区域内から作業員から退出する際の体表面汚染を測定するために設置してございますので、停電時はサーベイメータによって測定が可能となりますので、こちらも停電時は電源供給は必要ございません。

次に、右肩7ページに行ってくださいまして、排気筒モニタについてですが、こちらについては、施設内で揮発性放射性物質というのは使用済燃料が破損しない限り発生源はなく、また、停電時については管理区域内作業が停止されること、また、管理区域内、換気

系が停止してダンパが停止されますので、そもそも外部放出がされないということ、また、このモニタ自体、蓄電池が供給可能であること、さらに、そのモニタリングポストで周辺影響への監視は可能であることから、停電時にDGからの電源供給は必要ございません。

次に補機冷却海水系モニタと排水のサンプリング・モニタ設備につきましては、停電時は海水ポンプが停止され、排水がされませんので、こちらについては停電時に電源供給の必要はございません。

最後に、右肩8ページに行ってくださいまして、非常用照明につきましてですが、こちらは、停電時は蓄電池からの電源供給を実施しますので、停電時に非常用ディーゼルからの電源供給は必要ありません。

今までの説明を踏まえまして、廃止措置計画変更認可申請書のうち、本文五と法令改正前の添付書類六の内容について、それぞれ「冷却」機能を除外する、及び不要となった設備を登録から落とすといった変更を申請してございます。

次に、資料1-5-8については、今説明した内容を基本的には文章に落とした内容ということになってございますが、説明していないところで、9ページに行ってくださいまして、環境条件の変化に対する概略評価ということにして、先ほどの説明で、冷却停止時のプール水というのが外気に連動して変化するというふうに説明いたしましたが、では、外気がどのような状態になればプール水が65℃を超えるような状況になるのかというところを簡易評価によって確認してございます。

その評価の結果については、11ページに示しますとおり、外気が60℃を超えるような状況ということで、現実的には起こりにくいものと評価してございます。

続いて、同じページで、試験中、プール水については随時補給しているというふうに説明いたしましたが、それによる冷却効果がなかったのかというところの確認でございまして、こちらについても簡易評価で確認したところ、13ページに行ってくださいまして、1回当たり約0.07℃の温度低下影響で、また、その補給頻度というのは2日に1回程度であることから、今回の試験に対する影響は軽微であるというふうに判断してございます。

最後に、25ページに行ってくださいまして、敦賀発電所の核燃料物質の貯蔵状況につきまして、冒頭説明いたしましたとおり、敦賀1号炉には現在314体の使用済燃料を貯蔵しておりまして、こちらにつきましては、次のページに行ってくださいまして、廃止措置計画の初回申請時には83kWの崩壊熱があったものが、時間経過とともに減少してございまして、試験時には27ページに示しますとおり、57kWまで低下しているということを確認してござ

います。

説明は以上となります。

○山中委員 それでは、質疑に移ります。質問、コメントはございますか。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷です。

まずは東海発電所のほうから伺います。資料の番号で言うと、資料1-5-2の補足説明資料のページ数で言うと通しで27/63ページ目です。今回の法令改正の変更を踏まえて、申請書の記載ぶりの考え方をここで整理していただいて、(1)では既に認可済みの廃止措置計画書ですとか、(2)だと工事計画の記載、(3)だと、それもないものについては図面だとか現場確認という考え方がありますが、最後に「出来る限り」とありますが、こういった考え方で作成したが、位置、構造、設備として必要な記載項目を整理した上で記載の見直しを行うとともに、「既許認可通り」に修正する。ここの必要な記載項目を整理した上で記載の見直しを行うというのは、これは今後の補正なりを考えていらっしゃる。ちょっとこれ、具体的に何をどうされようとしているのかがこの文章だけだと分からないんですけど、ここをもう少し詳しく御説明いただけますか。

○日本原子力発電（松浦課長） 日本原子力発電の松浦です。

こちら補正で対応させていただきたいという意味で記載をいたしました。

以上になります。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷です。

補正で今後御対応ということで、必要な記載項目を整理した上でというのは、現状、この既に認可済みの廃止措置とか工事計画とか、そのほかのもので記載はしてはいるものの、必要な記載項目はまだ十分ではないということで今後補正を考えられていると、そういう理解ですか。

○日本原子力発電（松浦課長） 日本原子力発電の松浦です。

その考えになります。必要なものをちょっと整理いたしまして、御説明をさせていただいた上で補正という方向で考えております。

以上になります。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷です。

理解いたしました。その際なんですけれども、併せて御検討いただきたいなと思っているのが、東海の発電所というのは設置許可だとか工事計画は古い時代に許可なり認可となっていて、記載の書きぶり、申請書の書きぶりというのは違うというのは重々理解してい

ます。それがゆえに、例えばエリア・モニタですとか、排気筒モニタですとか、あとは放射線管理施設だとか、消火栓といったものについては、ほかの発電所では性能維持施設として位置づけられているかと思うんですが、今回の東海の申請書には含まれていない設備かと理解しています。これが今後の廃止措置の性能維持施設として必要かどうかについて一度整理の上、まさにここで整理していただく内容と同じかなと思っておりますので、ここに書いていない設備、今、この補足説明に書いているのは、記載のある設備の何を記載するかを整理するというお話をいただいておりますが、今申し上げた四つの設備については、そもそもこの性能維持施設に位置づける必要がないかどうかも含めて、ちょっと御検討いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○日本原子力発電（田中主任） 日本原電の田中です。

御発言の趣旨、了解しましたので、こちらで対応したいと思います。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷です。

続きまして、短尺化についてなんですけれども、資料で言いますと、いろんなところにあるかと思いますが、資料の1-5-3で言いますと、13ページ目ですが、この中段のところに排気筒を性能維持施設から削除することは妥当であるということが今回の申請に入っているんですけれども、そもそも、この排気筒というのは地上放出して十分に線量が低いというのはこの御説明で理解したんですけれども、換気空調なども含めて、廃棄施設としてはこれからも性能維持施設として必要なものと考えているんですけれども、放射性濃度が低ければ、もう性能維持施設としてはこの排気筒は不要ということではなくて、他社さんも含めて見ていただくと、そもそも放出口として、放出筒として、それが性能維持施設として位置づけるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○日本原子力発電（田中主任） 日本原子力発電の田中です。

こちらの排気筒の削除については、審査基準のほうに出して削除と判断しております。審査基準のほうには性能維持施設のところで、資料にも書いているんですけれども、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から性能を維持すべき施設を設定するという要求がありまして、今回、排気筒が地上放出で線量問題ないということで、いわゆる公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点に一切寄与しないものということと言えますので、それで削除できるというふうに考えております。

加えて、1-5-3の資料の右下5ページなんですけれども、こちらに排気筒の、表6-1というところですね、排気筒の性能と機能を書いておりまして、今、性能が排気を地上高さ80mから放出できることと、機能は排気経路構成機能ということで、要するに排気筒のところを通過して80mから出すということを要求しているんですけれども、実際この機能も性能も要らなくなるんですね。じゃあ、残すとなると、ここに何を書けばいいかという書くものがないという状況でして、そういうところから考えても削除をするのが妥当かなというふうに考えております。

以上です。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷です。

今の御説明でちょっと十分に理解できなかったのは、性能維持施設としても、何とおっしゃっていたかな、ごめんなさい、ちょっと質問を変えます。そもそもこれ、換気空調設備というのは、まだ性能維持施設として放射線業務従事者の被ばくの低減の観点から必要ということで、今回、本文六号で登録いただいているかと思うんですけれども、その排出先、排出口として必要という観点はないのでしょうか。というのと、あとは、あくまでもこれ、そもそも設置の目的としては、例えば技術基準でこういう放射性、気体状の放射性廃棄物は排気筒の出口以外の箇所において排出しないことと、こういう工事計画の目的に照らしても、これを維持管理していく上では気体廃棄物の放出先としては排気筒が必要と考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○日本原子力発電（田中主任） 日本原電の田中です。

今おっしゃった点、二つについて、まず一つ目については、建屋換気空調系ですね、こちらは維持をしております。建屋換気空調系は当然フィルタもありまして、そのフィルタを通すことで被ばく安全に寄与しているんですけれども、実際は、ざっくりばらんと言いかたをさせてもらおうと、建屋換気系の排風機を通過してフィルタを通過した後は、別に排気筒から出なくてもいい、放射線安全上はどこから出ても大丈夫ということで、それは換気設備の持っている機能・性能と排気筒から出すかどうかというのは別の機能・性能として言えると思います。なので、性能維持施設にも分けて書いているというふうに考えております。

もう一つ、排気筒の技術基準の話でありまして、排気筒の出口からということでしたけれども、確かに排気筒の出口から放射線物質がということというふうになりますけれども、東海については同じ趣旨でこの80mのところから出すというふうにもともと性能に書いてありました。なので、線量評価が従来の場合は80mの出口から出すというのは、要す

るに排気筒そのものに亀裂とか、そういうものがなくて、80mの高さから出すことによって線量評価の妥当性を満足するという考え方だったんですけれども、こちらが地上放出になっているということで、排気筒の出口から出なくても、満たすべき放射線安全は満足できるということで排気筒そのものは不要というふうに考えております。

以上です。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷ですけれども、一つ目の御回答のところを確認なんですけれども、フィルタを介す前であれば、そこは拡散できないけれども、フィルタを通してしまえば、もうその先はどこから出してもいいと。放射線業務従事者の被ばくの観点からもフィルタさえ通してしまえば、そこから先はどこに行ってもいいんだと、そういう御説明と理解してよろしいですか。

○日本原子力発電（田中主任） 日本原電、田中です。

ちょっと言い方が、すみません、雑になってしまったところがあるんですけれども、具体的に排気筒の系統でいきますと、排気筒の、ちょっと、それでは絵で言うと、資料1-5-3の右下3ページのところに、ちょっと大きな絵で申し訳ないんですけど、排気筒の絵があると思うんですけれども、こちらの排気筒の根元よりも、右下3ページの左側の絵ですね。排気筒の根元よりも当然前の段階に排風機及びフィルタがあります。そこを通ったものがその後、配管を通して、この排気管のところに来るという流れになっておりますので、私が申し上げたかった趣旨は、この排気筒の、要は根元よりも下の部分ですね、仮に、であったとしてもフィルタを通った後であれば、そこから出ていて構わないということなので、排気筒、今回、実際は少し9mぐらい残るんですけれども、そこがあろうがなかろうが、その下であろうが、建屋の中であろうが、フィルタを通った後であれば、そこで放出されるポイントとなっても安全評価上問題ないということなので、そういう観点から、この排気筒そのものは性能維持施設としての機能・性能は不要というふうに考えているということなのです。

以上です。

○藤森調査官 原子力規制庁、藤森です。

先ほど、表のその性能・機能、今の書き方、書き方が分からないということなんですけれども、今のままであって、高さが80mから61mなら61mであって、機能としては排気経路構成機能であるというふうに考えています。また、特に気体廃棄物の処理・処分について、廃止措置計画の本文でもうたっていますとおり、そこがちゃんとフィルタを通して排気筒

から放出するという方針を立てられている以上、排気筒は必要であって、そこから放出すると言っているわけですから、説明上もあくまで短尺化であって、排気筒をなくしてどこからでも放出していいということに変えるわけではなくて、あくまで短尺化であって、性能維持施設として、技術基準維持義務としてもその排気筒の排気口以外からは出しちゃいけないというところを守るためにも性能維持施設としての維持は必要だと思っています。ほかのプラントでも、先ほど浜岡のほうの話もありましたけども、排気筒を削除しましたけども、排気口を別途設けて、そこから放出しますということで排気口を維持設備にしておりますし、あくまで地上放出での評価というのは評価であって、保守的に地上放出しても大丈夫だというのは分かりますけども、性能維持施設としては排気筒というのは必要なものというふうに我々としては認識しています。

○日本原子力発電（田中主任） 日本原電の田中です。

おっしゃっている御趣旨、理解いたしました。すみません、一方で1点だけちょっと考えているところが、今回、排気筒の議論になっていきますけども、排気筒以外も、これは他社さんのプラントも同じだと思いますけれども、ほかの建屋も換気口というものを持っていると思うんですね。うちの廃止措置計画にも排気口から出すということを記載している認可をいただいています、例えば燃料の取扱建屋とか、あとラドの建屋とか、そういうところの排気口があるんですね。排気口から出しますとなっています。その排気口というのは性能維持施設には入っていないんですね。なぜかという、今の排気筒の説明と同じ理由で不要だから。多分、どの発電所さんも同じように各建屋の排気口というのは書いていないと思うんです。なので、排気筒も同じ整理ということで出させていただきましたというのが考え方です。ちょっとすみません、今この場であまり言うと、主張を通し過ぎると平行線になってしまって申し訳ないので、ちょっと規制庁さんのおっしゃることもよく分かりますので、社内でも検討して、必要に応じて補正等も考えたいと思いますので、それは引き続き検討させていただきたいと思います。

○山中委員 そのほか、いかがでしょう。

どうぞ。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷です。

すみません、じゃあ、東海ではなくて敦賀のほうで2点ほど確認したいと思います。

1点目なんですけれども、ちょっと資料には今記載がないものとしまして、今年3月頃に認可しました、専ら廃止措置で認可しました圧縮減容装置について、今回、申請に含まれ

ていないんですけれども、他社も含めて性能維持施設として廃棄物の圧縮減容等に必要な装置ということで、本文六号に位置づけているんですが、敦賀では今現状、申請されていないというのはどういうお考えかをちょっと御説明ください。

○日本原子力発電（村松副主任） 日本原電の村松です。

圧縮減容装置につきましては、昨年度、認可についての御説明を差し上げたときに、審査基準で求められる公衆被ばくの低減に係るような機能を持っていないということで当時の添六設備からには記載する対象ではないということで記載をせずに、ただ、どこかには記載をしてほしいということで本文五に記載したものでありまして、今回、表6に記載する性能維持施設については当たらないものというふうに考えてございまして記載はしてございません。

以上となります。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷です。

そうしますと、この今現状ですけれども、本文六号で廃止措置に必要な性能を有する、維持施設については本文に記載するという、この制度改正前の段階ではそうだったのかもしれませんが、現状の審査基準に照らしても減容装置を廃止措置に位置づけるというのは必要ではないかと思うんですが、その3月の時点と今の現時点で不要というのは全くお考えは変わってないということなんでしょうか。

○日本原子力発電（村松副主任） 3月と今の時点で性能維持施設というものの基本的な考え方は変わっていないというふうに考えてございますので、当時、性能維持施設、維持管理施設として添付六のほうに記載していなかったものについては今回も性能維持施設には当たらないというふうに考えてございます。

以上です。

○御器谷管理官補佐 規制庁の御器谷です。

考え方は取りあえず分かりました。

それで、もう1点なんですけれども、資料で言いますと、使用済燃料の冷却のほうの資料1-5-7の、ページ数で言いますと2ページ目に、先ほども御説明がありましたけど、65℃以下を下回らないという試験をしていただいておりますが、この試験の中で、左の図で言いますと、熱交換器を通さない形で、浄化設備は通した形で、要は使用済燃料のプールの水を循環させた形でこの6月～9月の試験が行われているように思うんですけれども、こういう循環させることによってプールの温度が上がらない、低下傾向にあるというふうに考

えられますので、そういった循環設備がなくても、これは65℃を超えないという説明をここに記載していただく必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

○日本原子力発電（村松副主任） 日本原電の村松です。

循環系で一番大きなヒートシンクというのは熱交換器ですが、循環系による熱の放熱等の影響というのは許可が必要ということで、こちらについては試験時のデータというものはちょっと再掲してございませんので、何かしらの形で評価して、また別途説明させていただきたいと思います。

以上になります。

○山中委員 そのほか、いかがでしょうか。

○藤森調査官 原子力規制庁、藤森です。

ちょっと今の循環の話、構造的な話をちょっと確認しておきたいんですけども、今後も維持するということですが、水位維持と浄化のために常に循環させるということなんですけど、常にこれは循環させないと駄目なんですか。その水位が減ったり、浄化が必要などきだけ動かせばいいというものではなくて、試験時でやっているように常に循環させる必要がある設備ということなんでしたっけ。ちょっとそこを教えてください。

○日本原子力発電（村松副主任） 日本原電、村松です。

基本的には365日24時間ずっと運転が必要なものではなくて、必要なときに運転すればいいというふうな設備ではございます。

○藤森調査官 原子力規制庁、藤森ですけども、それだけでも、通常は常に循環運転させているのが常だから、試験時も常に回していたと、そういうことですか。

○日本原子力発電（村松副主任） そのとおりでございます。

○藤森調査官 原子力規制庁、藤森です。

分かりました。

あと、ちょっと先ほどのベイラの話に戻っちゃうんですけども、認可したときは、特に専ら廃止措置で使う設備について、審査基準上もあまり明確ではなかったと思うんですけども、4月の法改正に合わせて審査基準を変えたときに、専ら廃止措置設備については、性能維持施設の本文のところ、専ら廃止措置で使うために設備を導入する際には、設計及び工事の方法についてきちんと記載することということを基準上も明確にさせていただきまして、今回、そのベイラについては、やはり設工認が要るような設備でございますので、基本そういった設工認が要るような設備は安全上必要なもので許認可対象になっている

という理解でして、今後、仮に他社さんからそのペイラを新たに入れたいと言ってきた場合も、この性能維持施設として位置づけてもらって審査をするということになるので、そういう面からすると、ちょっと今回、性能維持施設への位置づけについて改めて検討いただきたいんですけど。

○日本原子力発電（村松副主任） 日本原電、村松です。

発言の御趣旨、理解いたしましたので、またこちらで検討して御相談させていただきたいと思います。

以上になります。

○山中委員 そのほか、何か確認しておきたいことはございますか。よろしいですか。

事業者のほうから何か発言はございますか。よろしいでしょうか、特に。

それでは、これで審議、一応終わりましたので、以上をもちまして今回の会合は終了したいと思います。

今後の会合の予定については、時期未定でございますけれども、準備が整い次第、会合を開催したいと考えております。